

大津市宅地造成等工事の手続等に関する条例の制定について

令和6年11月25日提出

大津市長 佐藤 健 司

大津市宅地造成等工事の手続等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、宅地造成等工事の計画に係る事前協議の手続及び宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）の施行その他宅地造成等工事に関し必要な事項を定めることにより、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害を防止し、もって市民の生命及び財産の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 宅地造成等工事 法第12条第1項又は法第30条第1項の許可（以下「工事の許可」という。）を要する工事をいう。

(2) 宅地造成等工事区域 宅地造成等工事を行おうとする土地の区域をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語は、法及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）において使用する用語の例による。

(遵守すべき基本事項)

第3条 工事主は、宅地造成等工事の計画を作成するに当たっては、次に掲げる基本事項を遵守しなければならない。

(1) 総合計画（本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために策定した基本構想及びこれに基づく計画の総体をいう。）、都市計画マスタープラン（都市計画法（昭和43年法

律第100号)第18条の2第1項の規定により定められた市の都市計画に関する基本的な方針をいう。)等の市が定める計画等に則したものとすること。

(2) 宅地造成等工事の施行により、自然環境及び生活環境への悪影響並びに地震、降雨等に伴う災害が生じないように配慮すること。

(3) 宅地造成等工事区域における土地利用及び盛土等に関する工事の履歴の調査を行い、当該宅地造成等工事区域の区域内の土壌の汚染の状況及び地盤の安全性の把握に努めること。

(4) 交通安全及び道路等への支障の防止に配慮した資材等の搬出入計画を作成すること。

(事前協議)

第4条 宅地造成等工事区域の面積が500平方メートル(法第30条第1項の許可を要する工事の場合にあっては、3,000平方メートル)を超える宅地造成等工事を行おうとする工事主は、工事の許可の申請を行う前に、規則で定めるところにより、当該宅地造成等工事の計画について市長と協議しなければならない。

(中間検査における条例で追加する特定工程)

第5条 法第18条第4項及び法第37条第4項の規定により法第18条第1項及び法第37条第1項の特定工程として条例で定める工程は、次の各号に掲げる工事に含まれる工事の工程であつて、土圧等によって当該各号に定める土地の地盤に生ずる応力度が、当該地盤の許容応力度を超えないようにするために行うもの(当該各号に掲げる工事に基礎ぐいを用いる場合にあっては、土圧等によって基礎ぐいに生ずる応力が、当該基礎ぐいの許容支持力を超えないようにするために行うもの)とする。

(1) 高さが5メートルを超える擁壁又は崖面崩壊防止施設を設置する工事 これらを設置する部分の土地

(2) 高さが15メートルを超える盛土を行う工事 当該盛土を行う部分の土地

(定期の報告における条例で付加する報告事項)

第6条 法第19条第2項及び法第38条第2項の規定により条例で付加する事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 災害を防止するための措置に関する事項

(2) 盛土を行う場合にあっては、当該盛土の土質及び締固めに関する事項

(報告の徴取及び立入調査)

第7条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、工事主若しくは工事施行者に対して報告若しくは資料の提出を求め、又は職員に宅地造成等工事区域に立ち入り、工事の状況その他

必要な事項を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(指導及び勧告)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、必要な措置を講じるよう指導し、又は勧告することができる。

(1) 第4条の規定による協議をせず、又は虚偽の内容で協議を行った者

(2) 前条第1項の規定による報告若しくは資料の提出を正当な理由なく拒み、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

(3) 前条第1項の規定による立入調査を正当な理由なく拒み、妨げ、又は忌避した者

(命令)

第9条 市長は、前条の勧告を受けた者が正当な理由なくこれに従わないときは、宅地造成等工事の中止を命じ、又は相当な期限を定めて違反を是正するために必要な措置を講じるよう命じることができる。

(公表)

第10条 市長は、前条の命令を受けた者が正当な理由なくこれに従わないときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、公表をされるべき者に、その理由を通知し、書面又は口頭により意見を述べ、及び証拠を提出する機会を与えなければならない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、法第10条第4項の規定による公示の日又は法第26条第4項の規定による公示の日のいずれか早い日から施行する。

2 この条例の施行の日以後に工事の許可の申請を行う宅地造成等工事について、この条例の施行の際現に第4条に規定する協議に相当すると市長が認める行為が行われている場合は、同条の規定に基づく協議が行われているものとみなす。

議案第134号

大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

令和6年11月25日提出

大津市長 佐藤 健 司

大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例

大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成26年条例第11号）の一部を
次のように改正する。

第1条中「防災上並びに」及び「及び土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生」を削る。

第3条第1項中「及び災害の発生」を削り、同条第3項中「発生する」を「生じる」に改める。

第4条中「若しくは災害が発生し」を「が生じ」に改める。

第5条中「及び災害の発生」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第6条の見出しを削る。

第9条を次のように改める。

第9条 削除

第15条第1項中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号から第16号までを1
号ずつ繰り上げ、同条第2項第1号中「第11号」を「第10号」に、「第14号及び第15号」
を「第13号及び第14号」に改める。

第16条第1項第1号ウ中「第3項まで、」を「第3項まで又は」に改め、「又は第37条」
を削り、同項中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号を削り、第13号を第11
号とし、第14号を第12号とし、同条第2項中「第12号」を「第10号」に改める。

第17条中「災害の発生を防止し、及び」を削る。

第20条中「第11号」を「第10号」に、「係る第15条第1項第8号」を「係る同条第1

項第 8 号」に改める。

第 27 条第 1 項中「及び当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生」を削り、「並びに」を「及び」に改め、同条第 5 項中「第 16 条第 1 項第 12 号に規定する構造上の基準及び」及び「（一時堆積事業にあっては、同条に規定する許可の条件）」を削り、「基準及び条件」を「条件」に改める。

第 29 条第 1 項中「及び当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第 32 条中「第 12 号」を「第 10 号」に、「基準若しくは」を「基準又は」に改め、「、又は土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害により、人の生命、身体若しくは財産を著しく害する事態が生じるおそれがあると認めるとき」及び「又は土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するため」を削る。

第 33 条の見出しを「（中止命令等）」に改め、同条第 1 項中「、又は土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるとき」を削り、「中止し、又は期限を定めて、当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべき」を「中止すべき」に改め、同条第 2 項中「撤去し、若しくは土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべき」を「撤去すべき」に改める。

第 34 条第 3 項中「撤去し、若しくは土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべき」を「撤去すべき」に改める。

第 36 条の見出しを削り、同条第 2 項中「及び土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生」を削り、同条第 3 項中「又は土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害が発生し、又は発生する」を「が生じ、又は生じる」に改める。

第 37 条を次のように改める。

第 37 条 削除

第 38 条第 1 項中「災害の発生の防止及び」を削る。

第 39 条中「災害が発生するおそれがあるにもかかわらずその対策を講じないとき、又は」及び「災害の発生の防止、」を削る。

第 40 条中「第 16 条第 1 項第 12 号に規定する構造上の基準及び」及び「（一時堆積事業にあっては、同条に規定する許可の条件）」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第 41 条の見出しを削り、同条第 1 項第 1 号中「132,000 円（小規模埋立て等）にあって

は、90,000円)」を「41,000円」に改め、同項第2号中「118,000円（小規模埋立て等にあつては、76,000円)」を「35,000円」に改める。

第45条第1項第1号中「第3項、」を「第3項又は」に改め、「又は第37条」を削る。

第48条中「、第33条第1項又は第37条」を「又は第33条第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第91号）第10条第4項の規定による公示の日又は同法第26条第4項の規定による公示の日のいずれか早い日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

大津市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について

令和6年11月25日提出

大津市長 佐藤 健 司

大津市事務分掌条例の一部を改正する条例

大津市事務分掌条例（昭和48年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「福祉部
健康保険部」を「健康福祉部
こども未来部」に改める。

第2条第4号及び第5号を次のように改める。

(4) 健康福祉部

- ア 社会福祉一般に関すること。
- イ 高齢者福祉に関すること。
- ウ 障害者福祉に関すること。
- エ 生活保護に関すること。
- オ 健康推進に関すること。
- カ 医療対策に関すること。
- キ 保健衛生に関すること。
- ク 国民健康保険に関すること。
- ケ 後期高齢者医療制度に関すること。
- コ 介護保険に関すること。
- サ 国民年金に関すること。

(5) こども未来部

- ア 児童福祉に関すること。

イ 子育て支援に関すること。

ウ 青少年に関すること。

エ 母子、父子及び寡婦の福祉に関すること。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(大津市青少年問題協議会設置条例及び大津市教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための検証委員会条例の一部改正)

2 次に掲げる条例の規定中「福祉部」を「こども未来部」に改める。

(1) 大津市青少年問題協議会設置条例(昭和 28 年条例第 42 号)第 6 条

(2) 大津市教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための検証委員会条例(平成 29 年条例第 28 号)第 10 条

(大津市保健所条例等の一部改正)

3 次に掲げる条例の規定中「健康保険部」を「健康福祉部」に改める。

(1) 大津市保健所条例(平成 20 年条例第 45 号)第 8 条

(2) 大津市感染症診査協議会条例(平成 20 年条例第 46 号)第 9 条

(3) 大津市新型インフルエンザ等対策本部条例(平成 25 年条例第 21 号)第 5 条

(4) 地方独立行政法人市立大津市民病院評価委員会条例(平成 28 年条例第 12 号)第 8 条

(大津市社会福祉審議会条例の一部改正)

4 大津市社会福祉審議会条例(平成 20 年条例第 51 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条中「福祉部」を「健康福祉部」に改める。

(大津市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正)

5 大津市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成 25 年条例第 19 号)の一部を次のように改正する。

第 11 条第 1 項第 2 号及び第 3 号を次のように改める。

(2) 健康福祉部が所管する指定施設 大津市健康福祉部指定管理者選定委員会

(3) こども未来部が所管する指定施設 大津市こども未来部指定管理者選定委員会

(大津市小児慢性特定疾病審査会条例の一部改正)

6 大津市小児慢性特定疾病審査会条例(平成 27 年条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条中「健康保険部」を「こども未来部」に改める。

大津市立障害者通所施設条例の一部を改正する条例の制定について

令和6年11月25日提出

大津市長 佐藤 健 司

大津市立障害者通所施設条例の一部を改正する条例

大津市立障害者通所施設条例（平成24年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条の表大津市立北部子ども療育センターの項中「大津市立北部子ども療育センター」を「大津市立北部こども療育センター」に改め、同項の次に次のように加える。

大津市立やまびここども療育センター	大津市馬場二丁目13番50号
-------------------	----------------

第2条の表大津市立東部子ども療育センターの項中「大津市立東部子ども療育センター」を「大津市立東部こども療育センター」に改める。

第4条第1項を削り、同条第2項中「前項各号に掲げるもののほか、」を削り、同項を同条第1項とし、同項の次に次の1項を加える。

2 通所施設（大津市立やまびこ総合支援センターを除く。）においては、次に掲げるサービスを提供する。

(1) 児童福祉法に規定するサービスのうち、次に掲げるもの

ア 障害児通所支援（放課後等デイサービスを除く。以下同じ。）

イ 障害児相談支援

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する相談支援

第4条第3項を削り、同条第4項中「第1項各号」を「前項各号」に、「大津市立東部子ども療育センターにおいては、次に掲げるサービス」を「大津市立東部こども療育センターにおいては、発達支援療育」に改め、各号を削り、同項を同条第3項とする。

第6条第1項を削り、同条第2項中「第4条第2項第1号ア」を「第4条第1項第1号ア」に、

「第7条第3項」を「次条第1項」に改め、同項を同条第1項とし、同条中第3項から第6項までを1項ずつ繰り上げ、第7項を第6項とし、同項の次に次の1項を加える。

7 障害児通所支援を利用することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 本市の区域内に住所を有し、児童福祉法第21条の5の5第1項に規定する通所給付決定に係る障害児
- (2) 児童福祉法第21条の6の規定による措置を受けた障害児
- (3) 保護者が第1号に規定する通所給付決定又は前号に規定する措置を受けていないことについて、市長がやむを得ない事由があると認める障害児

第7条中第1項及び第2項を削り、第3項を第1項とし、第4項を第2項とし、第5項を第3項とし、同項の次に次の2項を加える。

4 障害児通所支援の利用に係る使用料の額は、児童福祉法第21条の5の3第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（以下「基準額」という。）とする。

5 障害児相談支援の利用に係る使用料の額は、児童福祉法第24条の26第2項に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額とする。

第8条第1項中「第6条第1項第1号」を「第6条第7項第1号」に改め、同条第2項中「第6条第1項第3号」を「第6条第7項第3号」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

大津市子育て総合支援センター条例の一部を改正する条例の制定について

令和6年11月25日提出

大津市長 佐藤 健 司

大津市子育て総合支援センター条例の一部を改正する条例

大津市子育て総合支援センター条例(平成17年条例第70号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大津市子育てひろばゆめっこ条例

第1条中「大津市子育て総合支援センター(以下「センター」を「大津市子育てひろばゆめっこ(以下「ゆめっこ」に改める。

第2条を次のように改める。

(位置)

第2条 ゆめっこの位置は、大津市浜大津四丁目1番1号とする。

第3条及び第4条第1項中「センター」を「ゆめっこ」に改める。

第5条中「、センター」を「、ゆめっこ」に、「又はセンター」を「又はゆめっこ」に改め、同条第2号中「センター」を「ゆめっこ」に、「き損」を「毀損」に改め、同条第3号及び第4号中「センター」を「ゆめっこ」に改める。

第6条第1項中「センター」を「ゆめっこ」に改める。

第7条第1項中「センター」を「ゆめっこ」に改め、同条第4項第2号中「き損」を「毀損」に改める。

第9条中「センター」を「ゆめっこ」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第138号

大津市子ども発達相談センター条例の一部を改正する条例の制定について

令和6年11月25日提出

大津市長 佐藤 健 司

大津市子ども発達相談センター条例の一部を改正する条例

大津市子ども発達相談センター条例(平成26年条例第64号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大津市こども発達相談センター条例

第1条中「大津市子ども発達相談センター」を「大津市こども発達相談センター」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定
について

令和6年11月25日提出

大津市長 佐藤 健 司

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
(大津市監査委員条例の一部改正)

第1条 大津市監査委員条例(昭和31年条例第18号)の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

(大津市水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 大津市水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等に関する条例(昭和41年条例第38号)の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例
の一部改正)

第3条 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する
条例(平成元年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第243条の2の8」を「第243条の2の9」に改める。

(大津市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第4条 大津市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和2年条例第1号)の一部を次
のように改正する。

第1条中「第243条の2の7第1項」を「第243条の2の8第1項」に、「第243条の
2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日又は地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

令和6年11月25日提出

大津市長 佐藤 健 司

大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する
条例

大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人
番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第78号)の一部を次のように
改正する。

別表第2の8の項中「若しくは特例給付」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和6年法律第47号)附則第13条第1
項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第12条の規定による改正前の児童手
当法(昭和46年法律第73号)附則第2条第1項の給付の支給に関する特定個人情報の利用
については、なお従前の例による。

大津市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例の制定について

令和6年11月25日提出

大津市長 佐藤 健 司

大津市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

大津市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第52号）の一部を次のように改正する。

第16条の次に次の1条を加える。

（給付金として支払を受けた金銭の管理）

第16条の2 児童福祉施設（母子生活支援施設に限る。以下この条において同じ。）は、当該児童福祉施設の設置者が入所中の児童に係る児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「基準省令」という。）第12条の2のこども家庭庁長官が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

（1）当該児童に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。

以下この条において「児童に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。

（2）児童に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。

（3）児童に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。

（4）当該児童が退所した場合には、速やかに、児童に係る金銭を当該児童に取得させること。

第27条第1項中「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「」及び「」という。）」を削り、同項第4号ア中「第13条第3項第2号」を「第13条第

「3項第3号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第142号

大津市生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

令和6年11月25日提出

大津市長 佐藤 健 司

大津市生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大津市生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第54号）の一部を次のように改正する。

第19条に次の1項を加える。

- 4 救護施設は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならない。

第24条第1項中「更生計画」を「個別支援計画」に改め、同条第2項中「第2項」の次に「及び第4項」を加える。

第25条第1項中「更生計画」を「個別支援計画」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

令和6年11月25日提出

大津市長 佐藤 健 司

大津市手数料条例の一部を改正する条例

大津市手数料条例（平成12年条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第22項第1号の表中「130,000円」を「140,000円」に、「190,000円」を「210,000円」に、「260,000円」を「280,000円」に、「390,000円」を「430,000円」に、「510,000円」を「560,000円」に、「660,000円」を「720,000円」に、「870,000円」を「960,000円」に改め、同項第3号中「86,000円」を「95,000円」に改め、別表第24項を次のように改める。

24 宅地造成等に関する工事の許可等

- (1) 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項の規定に基づく宅地造成若しくは特定盛土等に関する工事の許可申請又は同法第30条第1項の規定に基づく特定盛土等に関する工事の許可申請に対する審査

盛土又は切土をする土地の面積	金額（1件につき）
500平方メートル以下のとき	13,000円
500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のとき	22,000円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のとき	31,000円
2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のとき	45,000円
3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のとき	57,000円
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のとき	76,000円

10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下のとき	120,000円
20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以下のとき	180,000円
40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以下のとき	290,000円
70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以下のとき	420,000円
100,000平方メートルを超えるとき	550,000円

- (2) 宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項又は第30条第1項の規定に基づく土石の堆積に関する工事の許可申請に対する審査

土石の堆積を行う土地の面積	金額（1件につき）
500平方メートル以下のとき	9,000円
500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のとき	11,000円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のとき	13,000円
2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のとき	16,000円
3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のとき	22,000円
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のとき	25,000円
10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下のとき	30,000円
20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以下のとき	42,000円
40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以下のとき	57,000円
70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以下のとき	85,000円
100,000平方メートルを超えるとき	100,000円

- (3) 宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第1項の規定に基づく宅地造成若しくは特定盛土等に関する工事の計画の変更許可申請又は同法第35条第1項の規定に基づく特定盛土等に関する工事の計画の変更許可申請に対する審査 1件につき 次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が550,000円を超えるときは、550,000円とする。

ア 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の設計の変更（イのみに該当する場合を除く。）については、盛土又は切土をする土地の面積（イに規定する変更を伴う場合にあつては変更前の盛土又は切土をする土地の面積、盛土又は切土をする土地の縮小を伴う場合にあつて

は縮小後の盛土又は切土をする土地の面積) に応じて第1号に規定する額に10分の1を乗じて得た額

イ 盛土又は切土をする土地への新たな土地の編入に係る宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更については、新たに編入される盛土又は切土をする土地の面積に応じて第1号に規定する額

ウ その他の変更については、11,000円

(4) 宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第1項又は第35条第1項の規定に基づく土石の堆積に関する工事の計画の変更許可申請に対する審査 1件につき 次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が100,000円を超えるときは、100,000円とする。

ア 土石の堆積に関する工事の設計の変更(イのみに該当する場合を除く。)については、土石の堆積を行う土地の面積(イに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の土石の堆積を行う土地の面積、土石の堆積を行う土地の縮小を伴う場合にあっては縮小後の土石の堆積を行う土地の面積) に応じて第2号に規定する額に10分の1を乗じて得た額

イ 土石の堆積を行う土地への新たな土地の編入に係る土石の堆積に関する工事の計画の変更については、新たに編入される土石の堆積を行う土地の面積に応じて第2号に規定する額

ウ その他の変更については、11,000円

(5) 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則(昭和37年建設省令第3号)第88条の規定による証明書の交付 1件につき 4,700円

別表第25項第1号アの表中「8,600円」を「9,500円」に、「22,000円」を「24,000円」に、「43,000円」を「47,000円」に、「86,000円」を「95,000円」に、「130,000円」を「140,000円」に、「170,000円」を「190,000円」に、「220,000円」を「240,000円」に、「300,000円」を「330,000円」に改め、同号イの表中「13,000円」を「14,000円」に、「30,000円」を「33,000円」に、「65,000円」を「71,000円」に、「120,000円」を「130,000円」に、「200,000円」を「220,000円」に、「270,000円」を「290,000円」に、「340,000円」を「370,000円」に、「480,000円」を「520,000円」に改め、同号ウの表中「86,000円」を「95,000円」に、「130,000円」を「140,000円」に、「190,000円」を「210,000円」に、「260,000円」を「280,000円」に、「390,000

円」を「430,000円」に、「510,000円」を「560,000円」に、
「660,000円」を「720,000円」に、「870,000円」を「960,000円」
に改め、同項第2号中「870,000円」を「960,000円」に改め、同号ウ中
「変更 10,000円」を「変更については、11,000円」に改め、同項第3号中
「46,000円」を「50,000円」に改め、同項第4号中「26,000円」を
「27,000円」に改め、同項第5号の表中「6,900円」を「7,100円」に、
「18,000円」を「19,000円」に、「39,000円」を「40,000円」に、
「69,000円」を「71,000円」に、「97,000円」を「99,000円」に改め、
同項第6号ア中「1,700円」を「1,900円」に改め、同号イ中「2,700円」を
「3,000円」に改め、同号ウ中「17,000円」を「19,000円」に改め、同項第8
号中「4,000円」を「4,700円」に改め、別表第30項第1号中「16,800円」を
「17,600円」に、「13,200円」を「13,800円」に改め、同項第2号から第4号
までの規定中「10,100円」を「10,600円」に、「8,000円」を「8,200円」
に改め、同項第5号中「23,100円」を「24,300円」に、「18,200円」を
「19,000円」に改め、同項第6号中「10,100円」を「10,600円」に、
「8,000円」を「8,200円」に改め、同項第7号から第10号までの規定中
「23,100円」を「24,300円」に、「18,200円」を「19,000円」に改め、
同項第11号及び第12号中「14,700円」を「15,300円」に、「11,600円」を
「12,200円」に改め、同項第13号から第15号までの規定中「23,100円」を
「24,300円」に、「18,200円」を「19,000円」に改め、同項第16号中
「16,800円」を「17,600円」に、「13,200円」を「13,800円」に改め、
同項第17号から第19号までの規定中「23,100円」を「24,300円」に、
「18,200円」を「19,000円」に改め、同項第20号及び第21号中「16,800
円」を「17,600円」に、「13,200円」を「13,800円」に改め、同項第22号か
ら第24号までの規定中「14,700円」を「15,300円」に、「11,600円」を
「12,200円」に改め、同項第25号中「23,100円」を「24,300円」に、
「18,200円」を「19,000円」に改め、同項第26号中「27,100円」を
「27,900円」に、「23,500円」を「24,200円」に改め、同項第27号中
「23,100円」を「24,300円」に、「18,200円」を「19,000円」に改め、
同項第28号中「27,100円」を「27,900円」に、「23,500円」を

「24, 200円」に改め、同項第29号中「14, 700円」を「15, 300円」に、
「11, 600円」を「12, 200円」に改め、同項第30号中「23, 100円」を
「24, 300円」に、「18, 200円」を「19, 000円」に改め、同項第31号中
「14, 700円」を「15, 300円」に、「11, 600円」を「12, 200円」に改め、
同項第32号中「23, 100円」を「24, 300円」に、「18, 200円」を
「19, 000円」に改め、同表第32項第1号中「17, 000円」を「17, 800円」に
改め、同項第2号中「490円」を「570円」に改め、同表第33項第1号中「36, 000
円」を「37, 000円」に改め、同項第2号中「7, 500円」を「7, 800円」に改め、
同表第34項中「22, 000円」を「23, 000円」に改め、同表第35項第1号中
「22, 000円」を「23, 000円」に、「12, 000円」を「12, 600円」に改め、
同項第2号中「7, 500円」を「7, 800円」に改め、同表第36項中「22, 000円」
を「23, 000円」に改め、同表第39項第1号中「17, 000円」を「17, 800円」
に改め、同項第2号中「490円」を「570円」に改め、同表第41項第1号ア中
「23, 000円」を「24, 200円」に改め、同号イ中「11, 000円」を
「11, 600円」に改め、同項第2号ア中「420円」を「480円」に改め、同号イ中
「210円」を「240円」に改め、同表第44項第1号中「20, 000円」を
「21, 000円」に改め、同項第2号中「11, 000円」を「11, 600円」に改め、同
項第4号中「5, 700円」を「5, 900円」に改め、同項第5号中「2, 400円」を
「2, 500円」に改め、同表第48項第1号中「8, 000円」を「9, 200円」に改め、
同項第2号中「3, 900円」を「4, 000円」に改め、同表第49項第1号中
「36, 000円」を「37, 000円」に改め、同項第2号中「46, 000円」を
「47, 000円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表第24項の改正規定及び次項の
規定は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第10条第4項の規定
による公示の日又は同法第26条第4項の規定による公示の日のいずれか早い日から施行す
る。

(経過措置)

- 2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第2項の規定

によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和３６年法律第１９１号）第１２条第１項の規定に基づく宅地造成に関する工事の計画の変更許可申請に対する審査の手数料については、なお従前の例による。

大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例の一部を改正する条例の制定について

令和6年11月25日提出

大津市長 佐藤 健 司

大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例の一部を改正する条例

大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例（平成6年条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表(6)の項を次のように改める。

(6) し尿の収集及び運搬手数料	36リットルまでごとに 580円
------------------	------------------

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表(6)の項の規定は、この条例の施行の日以後に行うし尿の収集及び運搬に係る手数料について適用し、同日前に行ったし尿の収集及び運搬に係る手数料については、なお従前の例による。

議案第145号

大津市化製場等に関する法律施行条例の一部を改正する条例の制定について

令和6年11月25日提出

大津市長 佐藤 健 司

大津市化製場等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

大津市化製場等に関する法律施行条例（平成20年条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表中「37,000円」を「38,000円」に、「23,000円」を「24,500円」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

大津市国民健康保険診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

令和6年11月25日提出

大津市長 佐藤 健 司

大津市国民健康保険診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大津市国民健康保険診療所の設置及び管理に関する条例（昭和42年条例第36号）の一部を
次のように改正する。

第6条の表診断書料の項中「1, 100円」を「2, 200円」に改め、同表死亡診断書料の
項及び死体検案書料の項中「1, 650円」を「2, 200円」に改め、同表特別診断書料の項
中「3, 300円以内」を「4, 400円」に改め、同表証明書料の項中「1, 100円」を
「1, 650円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第6条の規定は、この条例の施行の日以後の診断書等の交付に係る手数料について
適用する。

大津市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

令和6年11月25日提出

大津市長 佐藤 健 司

大津市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例の一部を改正する条例

大津市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例（平成29年条例第53号）の一部を次の
ように改正する。

第6条第1項第5号を次のように改める。

- (5) 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第10条第1項の宅地造成
等工事規制区域及び同法第26条第1項の特定盛土等規制区域

第22条第1項第1号アの表中「4,800円」を「5,200円」に、「8,400円」を

「8,800円」に、

2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のとき

18,800円

を

2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以
3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以

下のとき	18,000円
下のとき	22,800円

に、「26,800円」を「30,400円」に、

「44,000円」を「48,000円」に、

20,000平方メートルを超え40,000

平方メートル以下のとき	68,000円	を	20,000平方メートルを超え
-------------	---------	---	-----------------

40,000平方メートル以下のとき	72,000円	に、「100,000円」を
-------------------	---------	---------------

「116,000円」に、「136,000円」を「168,000円」に、「168,000円」を「220,000円」に改め、同号イ中「令和4年宅地造成等規制法改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる令和4年宅地造成等規制法改正法による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項本文」を「宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項若しくは第30条第1項」に改め、同号イの表中「7,200円」

を「7,800円」に、「12,600円」を「13,200円」に、

2,000平方メートル

ルを超え5,000平方メートル以下のとき	28,200円	を	2,000
			3,000

平方メートルを超え3,000平方メートル以下のとき	27,000円
平方メートルを超え5,000平方メートル以下のとき	34,200円

に、

「40,200円」を「45,600円」に、「66,000円」を「72,000円」に、「102,000円」を「108,000円」に、「150,000円」を「174,000円」に、「204,000円」を「252,000円」に、「252,000円」を「330,000円」に改め、同項第2号中「420,000円」を「550,000円」に改め、同号ウ中「10,000円」を「11,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- この条例は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第10条第4項の規定による公示の日又は同法第26条第4項の規定による公示の日のいずれか早い日から施行する。

（経過措置）

- この条例の施行の日前に大津市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例第7条第1項の

許可を受けた者に係る同条例第13条第1項の許可の申請に対する審査の手数料については、
なお従前の例による。

大津市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について

令和6年11月25日提出

大津市長 佐藤 健 司

大津市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

大津市コミュニティセンター条例（令和元年条例第45号）の一部を次のように改正する。

附則第1条第1項中「同日から令和7年4月1日までの間において」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市生涯学習センター条例の一部を改正する条例の制定について

令和6年11月25日提出

大津市長 佐藤 健 司

大津市生涯学習センター条例の一部を改正する条例

大津市生涯学習センター条例（平成4年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第10条関係）

1 プラネタリウムの投影の観覧料

区分		金額（1人につき1回）	
		市民	市民以外の者
個人	乳幼児	100円	100円
	高校生等	200円	350円
	一般	500円	700円
団体	乳幼児	80円	80円
	高校生等	160円	280円
	一般	400円	560円

備考

- この表中「団体」とは、20人以上のものをいう。
- この表中「乳幼児」とは、小学校（義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及び各種学校で小学校に準ずるものを含む。以下同じ。）就学の始期に達するまでの者をいう。
- この表中「高校生等」とは、高等学校（中等教育学校の後期課程、専修学校の高等課程、特別支援学校の高等部及び各種学校で高等学校に準ずるものを含む。以下同じ。）

に在学する生徒、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部及び各種学校で中学校に準ずるものを含む。以下同じ。）に在学する生徒及び小学校に在学する児童をいう。

4 この表中「一般」とは、乳幼児及び高校生等以外の者をいう。

5 次の各号のいずれかに該当する者は、この表の規定にかかわらず、無料とする。

- (1) 市内に住所を有する者で、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けているもの
- (2) 市内に住所を有する者で、滋賀県知事から知的障害者の療育手帳の交付を受けているもの
- (3) 市内に住所を有する者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもの
- (4) 市内に住所を有する者で、介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定又は同条第2項に規定する要支援認定を受けているもの
- (5) 前各号に規定する者を介護する者（当該各号に規定する者1人につき1人に限る。）
- (6) 乳幼児で、座席を使用しないもの

2 展示の観覧料

区分		金額（1人につき1回）	
		市民	市民以外の者
個人	高校生等	100円	150円
	一般	150円	200円
団体	高校生等	80円	120円
	一般	120円	160円

備考

- 1 この表中「団体」とは、20人以上のものをいう。
- 2 この表中「高校生等」とは、高等学校に在学する生徒、中学校に在学する生徒及び小学校に在学する児童をいう。
- 3 この表中「一般」とは、小学校就学の始期に達するまでの者（以下「乳幼児」という。）及び高校生等以外の者をいう。
- 4 乳幼児は、無料とする。

附 則

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 2 の規定は、この条例の施行の日以後のプラネタリウムの投影及び展示の観覧に係る観覧料について適用する。

議案第150号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、大津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第21号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年11月25日提出

大津市長 佐藤 健 司

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 工 事 名 | 伊香立市民センター移転新築工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 大津市伊香立下在地町 |
| 3 | 工 事 概 要 | 建築本体
構 造 木造2階建
延床面積 1,325.59平方メートル
屋外附帯施設工事等 一式 |
| 4 | 契 約 方 法 | 受注希望型指名競争入札 |
| 5 | 契 約 金 額 | 426,800,000円 |
| 6 | 契約の相手方 | 大津市別保二丁目9番48号
大輪建設株式会社 |

議案第151号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、大津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第21号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年11月25日提出

大津市長 佐藤 健 司

- 1 工 事 名 北大路中学校長寿命化改良等工事
- 2 工 事 場 所 大津市北大路三丁目
- 3 工 事 概 要 長寿命化改良等工事（建築工事） 一式
- 4 契 約 方 法 一般競争入札
- 5 契 約 金 額 1,525,865,000円
- 6 契約の相手方 大津市大江二丁目12番20号

株式会社P l u s 建築舎

議案第152号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、大津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第21号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年11月25日提出

大津市長 佐藤 健 司

1 工 事 名 北大路中学校長寿命化改良等電気設備工事

2 工 事 場 所 大津市北大路三丁目

3 工 事 概 要 受変電設備工事 一式
幹線設備工事 一式
太陽光発電設備工事 一式
電灯動力設備工事 一式
電話用配管設備工事 一式
情報用配管設備工事 一式
テレビ共同受信設備工事 一式
拡声設備工事 一式
自動火災報知設備工事 一式
その他電気設備工事 一式

4 契 約 方 法 受注希望型指名競争入札

5 契 約 金 額 276,100,000円

6 契約の相手方 大津市富士見台15番46号

協成電気設備株式会社

議案第153号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、大津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第21号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年11月25日提出

大津市長 佐藤 健 司

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 工 事 名 | 北大路中学校長寿命化改良等機械設備工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 大津市北大路三丁目 |
| 3 | 工 事 概 要 | 空気調和設備工事 一式
換気設備工事 一式
衛生器具設備工事 一式
給水設備工事 一式
排水設備工事 一式
給湯設備工事 一式
消火設備工事 一式
ガス設備工事 一式
撤去工事 一式 |
| 4 | 契 約 方 法 | 随意契約 |
| 5 | 契 約 金 額 | 338,800,000円 |
| 6 | 契約の相手方 | 大津市におの浜三丁目1番51号
関西設備工業株式会社 |

議案第154号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、大津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第21号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年11月25日提出

大津市長 佐藤 健 司

- | | | |
|---|---------|----------------------------|
| 1 | 工 事 名 | 瀬田東小学校長寿命化改良等工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 大津市一里山二丁目 |
| 3 | 工 事 概 要 | 長寿命化改良等工事（建築工事） 一式 |
| 4 | 契 約 方 法 | 一般競争入札 |
| 5 | 契 約 金 額 | 1,370,160,000円 |
| 6 | 契約の相手方 | 大津市下阪本二丁目1番2号
株式会社ケイ・ジー |

議案第155号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、大津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第21号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年11月25日提出

大津市長 佐藤 健 司

- | | |
|-----------|--|
| 1 工 事 名 | 瀬田東小学校長寿命化改良等電気設備工事 |
| 2 工 事 場 所 | 大津市一里山二丁目 |
| 3 工 事 概 要 | 受変電設備工事 一式
幹線設備工事 一式
太陽光発電設備工事 一式
電灯動力設備工事 一式
電話用配管設備工事 一式
情報用配管設備工事 一式
テレビ共同受信設備工事 一式
拡声設備工事 一式
自動火災報知設備工事 一式
その他電気設備工事 一式 |
| 4 契 約 方 法 | 受注希望型指名競争入札 |
| 5 契 約 金 額 | 290,950,000円 |
| 6 契約の相手方 | 大津市晴嵐一丁目3番15号
株式会社ゲイテック |

議案第156号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、大津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第21号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年11月25日提出

大津市長 佐藤 健 司

- | | |
|-----------|---|
| 1 工 事 名 | 瀬田東小学校長寿命化改良等機械設備工事 |
| 2 工 事 場 所 | 大津市一里山二丁目 |
| 3 工 事 概 要 | 空気調和設備工事 一式
換気設備工事 一式
衛生器具設備工事 一式
給水設備工事 一式
排水設備工事 一式
給湯設備工事 一式
消火設備工事 一式
ガス設備工事 一式
撤去工事 一式 |
| 4 契 約 方 法 | 受注希望型指名競争入札 |
| 5 契 約 金 額 | 324,500,000円 |
| 6 契約の相手方 | 大津市別保一丁目15番7号
株式会社林田工業所 |

議案第157号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、大津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第21号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年11月25日提出

大津市長 佐藤 健 司

- | | |
|-----------|---|
| 1 工 事 名 | 志賀中学校、伊香立中学校、真野中学校、堅田中学校、仰木中学校、日吉中学校及び皇子山中学校体育館空調設備設置工事 |
| 2 工 事 場 所 | 大津市南船路、伊香立下在地町、清風町、本堅田三丁目、仰木の里五丁目、下阪本六丁目及び尾花川 |
| 3 工 事 概 要 | 空気調和設備工事（設計を含む。） 一式
ガス設備工事（設計を含む。） 一式
電気設備工事（設計を含む。） 一式 |
| 4 契 約 方 法 | 総合評価一般競争入札 |
| 5 契 約 金 額 | 501,050,000円 |
| 6 契約の相手方 | 大津市におの浜三丁目1番51号
関西設備工業株式会社 |

議案第158号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、大津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第21号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年11月25日提出

大津市長 佐藤 健 司

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 工 事 名 | 栗津中学校、石山中学校、南郷中学校、田上中学校、青山中学校、瀬田中学校及び瀬田北中学校体育館空調設備設置工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 大津市晴嵐一丁目、平津一丁目、赤尾町、新免一丁目、青山八丁目、大江七丁目及び大將軍一丁目 |
| 3 | 工 事 概 要 | 空気調和設備工事（設計を含む。） 一式
ガス設備工事（設計を含む。） 一式
電気設備工事（設計を含む。） 一式 |
| 4 | 契 約 方 法 | 総合評価一般競争入札 |
| 5 | 契 約 金 額 | 529,848,000円 |
| 6 | 契約の相手方 | 大津市神領三丁目14番7号
奥村管工株式会社 |

工事委託契約の締結について

次のとおり工事委託契約を締結することについて、大津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第21号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年11月25日提出

大津市長 佐藤 健 司

- 1 委託業務の名称 E S C O事業による北部地域総合消防防災センターほか101施設LED化工事
- 2 委託業務の場所 大津市真野二丁目ほか
- 3 委託業務の概要 電灯設備工事 一式
- 4 契約方法 随意契約
- 5 契約金額 308,000,000円
- 6 契約の相手方 東芝エレベータ株式会社を代表企業とするグループ
構成団体 川崎市幸区堀川町72番地34
東芝エレベータ株式会社
大阪府門真市大字門真1006番地
パナソニック株式会社
大津市平津一丁目14番15号
興武電設株式会社
大津市瀬田三丁目2番3号
木田電設株式会社
大津市竜が丘20番17号

大津電気事業協同組合

契約締結者

大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目1番43号

東芝エレベータ株式会社関西支社長

議案第160号

和解及び損害賠償の額を定めることについて

次のとおり交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年11月25日提出

大津市長 佐藤 健 司

1 和解の相手方

[REDACTED]

[REDACTED]

2 損害賠償の額

64,742,546円

(参考)

令和5年7月20日、大津市下阪本六丁目20番9号地先県道比叡山線において、同県道を南東方向に走行していた公用車（健康推進課職員運転）が、同県道に隣接する共同住宅の駐車場に右折して進入しようとしたところ、同県道を北西方向に直進してきた自動二輪車と衝突し、当該自動二輪車の運転手が死亡したもの

議案第161号

指定管理者の管理する公の施設に係る変更について

令和3年12月22日に市議会の議決（議案第155号）を経た北比良旧舟だまり公園ほか225公園の指定管理者の指定に関し、当該指定管理者の管理する公の施設の一部を変更することに伴い、次のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

令和6年11月25日提出

大津市長 佐藤 健 司

1 変更内容

第1項中「を除く」を「及び市民プラザ（一部に限る。）を除く」に変更する。

2 変更する理由

北比良旧舟だまり公園ほか225公園の指定管理者（以下「本件指定管理者」という。）に管理させている大津湖岸なぎさ公園において、都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条の7第1項の規定による公募対象公園施設の管理を行わせる者に、当該公募対象公園施設が設置される区域を含む同公園の市民プラザの一部の区域を指定管理者として管理させることに伴い、当該一部の区域に係る部分を本件指定管理者に管理させる公の施設から除外する必要が生じたため

議案第162号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年11月25日提出

大津市長 佐藤 健 司

- 1 公の施設の名称 大津市木戸つどいの広場
- 2 指定管理者 大津市木戸803番地
特定非営利活動法人子育てネットワーク志賀うりぼう
- 3 指定期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

議案第163号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年11月25日提出

大津市長 佐藤 健 司

- 1 公の施設の名称 大津市東部つどいの広場
- 2 指定管理者 大津市羽栗一丁目6番3号
ほっこりひろばの会
代表 松村 雅子
- 3 指定期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議案第164号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年11月25日提出

大津市長 佐藤 健 司

- 1 公の施設の名称 大津市立障害者福祉センター
- 2 指定管理者 大津市京町三丁目5番12号
社会福祉法人大津におの浜障害者福祉協会
- 3 指定期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議案第165号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年11月25日提出

大津市長 佐藤 健 司

- | | |
|-----------|-----------------------------------|
| 1 公の施設の名称 | スカイプラザ浜大津及び大津市伝統芸能会館 |
| 2 指定管理者 | 東京都千代田区三番町2番地
株式会社コンベンションリンクージ |
| 3 指定期間 | 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで |

議案第166号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年11月25日提出

大津市長 佐藤 健 司

- 1 公の施設の名称 志賀聖苑及び大津聖苑
- 2 指定管理者 おおつ斎苑管理グループ
構成団体 三重県四日市市朝日町1番4号
イージス・グループ有限責任事業組合
大阪市北区天神橋7丁目7番5号
伸和サービス株式会社
- 3 指 定 期 間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議案第167号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年11月25日提出

大津市長 佐藤 健 司

1 公の施設の名称 大津港サイクルステーション

2 指定管理者 めぐるまち大津共同事業体

構成団体 大津市別保二丁目8番35号

株式会社高栄ホーム

京都市東山区下堀詰町246番地ティブンビル2階

株式会社きゅうべえ

3 指定期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年11月25日提出

大津市長 佐藤 健 司

- 1 公の施設の名称 大津湖岸なぎさ公園（市民プラザの一部に限る。）
- 2 指定管理者 近江八幡市宮内町3番地
株式会社たねや
- 3 指定期間 令和7年3月24日から令和12年3月31日まで

議案第169号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年11月25日提出

大津市長 佐藤 健 司

- 1 公の施設の名称 大津市伊香立市民プール、大津市坂本市民プール、大津市晴嵐市民プール及び大津市曾東市民プール
- 2 指定管理者 神戸市中央区加納町3丁目10番12号
株式会社linkworks
- 3 指 定 期 間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

議案第170号

市道の路線の認定について

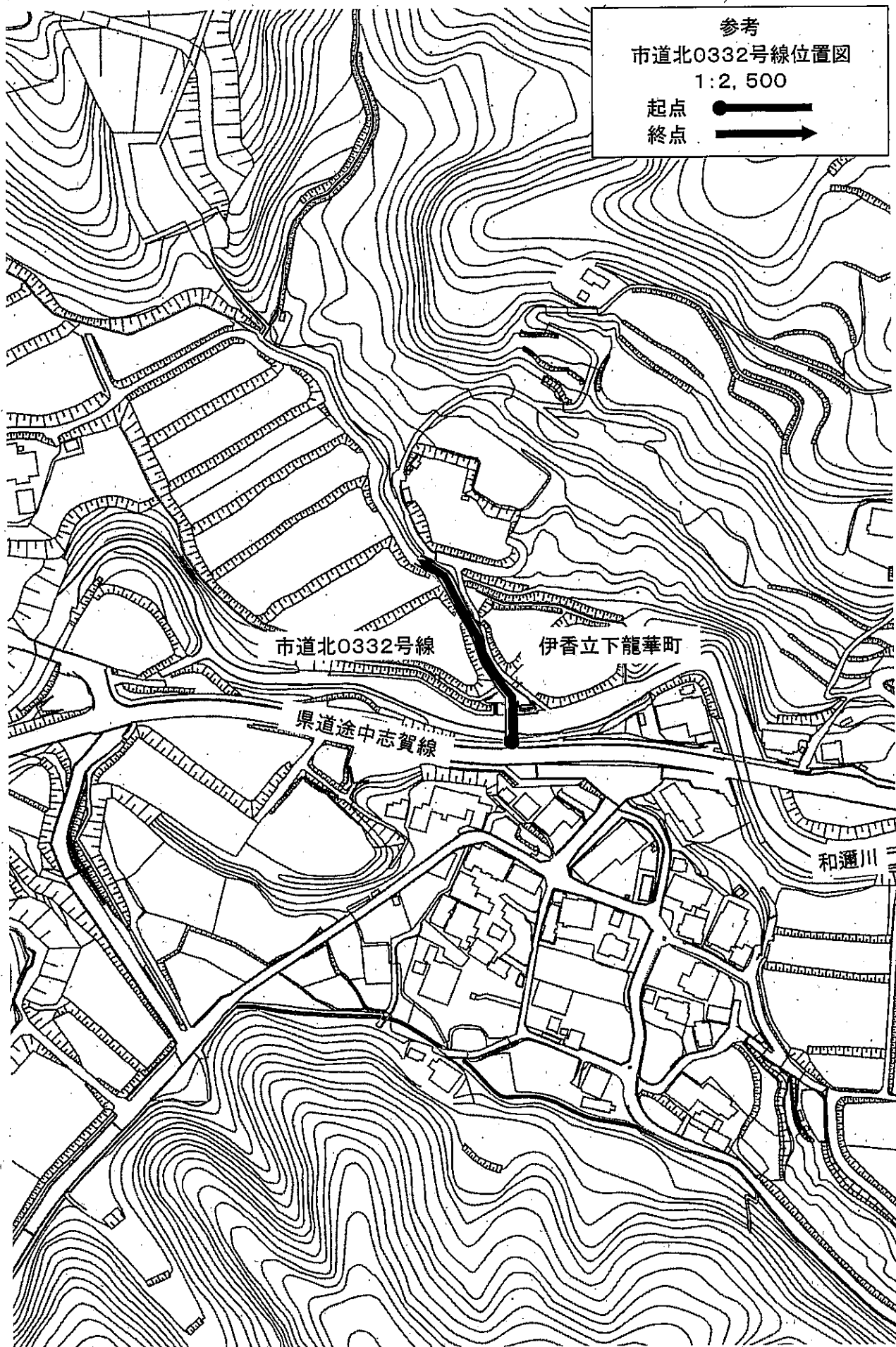
次のとおり市道の路線を認定することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

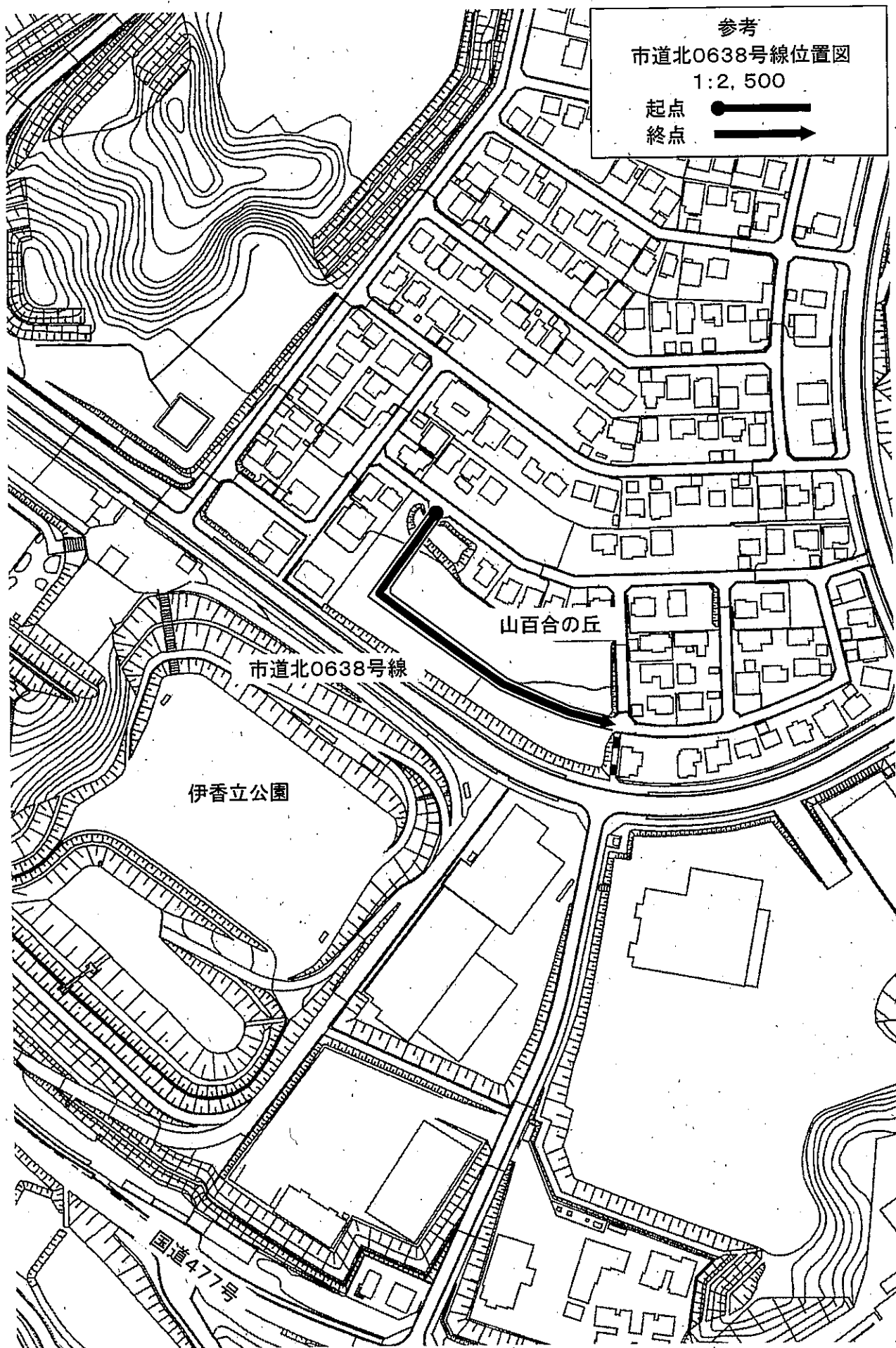
令和6年11月25日提出

大津市長 佐藤 健 司

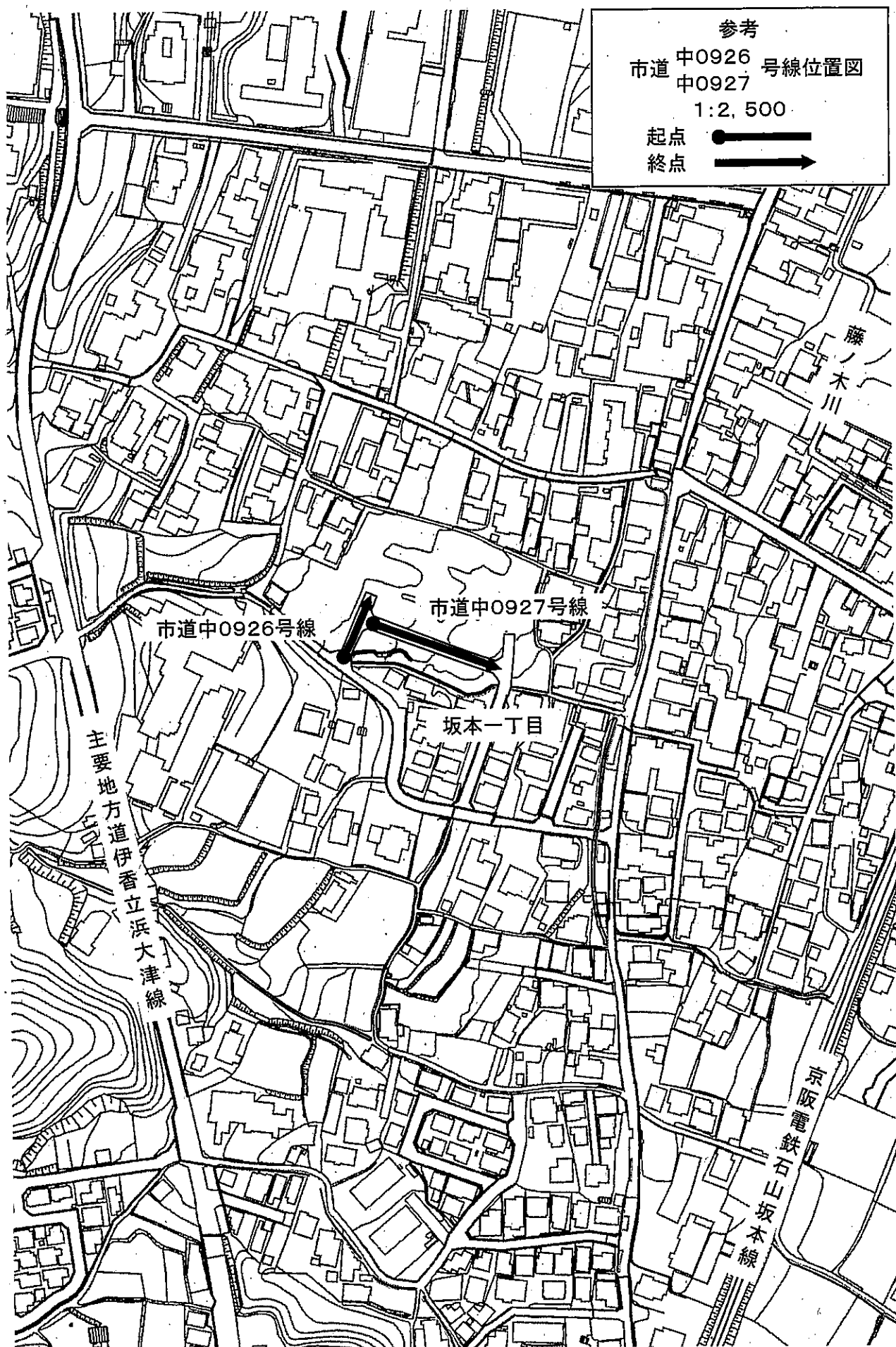
路 線 名	起 点 及 び 終 点	重要な経過地
市道北0332号線	起点 大津市伊香立下龍華町字中野 終点 大津市伊香立下龍華町字中野	
市道北0638号線	起点 大津市山百合の丘 終点 大津市山百合の丘	
市道北4072号線	起点 大津市雄琴四丁目字深田 終点 大津市雄琴四丁目字深田	
市道中0926号線	起点 大津市坂本一丁目字森本 終点 大津市坂本一丁目字森本	
市道中0927号線	起点 大津市坂本一丁目字森本 終点 大津市坂本一丁目字森本	
市道中5003号線	起点 大津市下阪本二丁目字南川原 終点 大津市下阪本二丁目字南川原	
市道中5004号線	起点 大津市下阪本二丁目字南川原 終点 大津市下阪本二丁目字南川原	

市道中5005号線	起点 大津市下阪本二丁目字南川原 終点 大津市下阪本二丁目字南川原	
市道中5006号線	起点 大津市穴太一丁目字飴屋 終点 大津市穴太一丁目字飴屋	
市道中5007号線	起点 大津市唐崎四丁目 終点 大津市穴太一丁目	
市道南2327号線	起点 大津市唐橋町 終点 大津市唐橋町	
市道南2328号線	起点 大津市唐橋町 終点 大津市唐橋町	
市道東4999号線	起点 大津市大萱七丁目字惣飰 終点 大津市大萱七丁目字惣飰	
市道東5000号線	起点 大津市大萱七丁目字惣飰 終点 大津市大萱七丁目字惣飰	
市道東5101号線	起点 大津市大萱七丁目字惣飰 終点 大津市大萱七丁目字惣飰	
市道東5102号線	起点 大津市大萱七丁目字惣飰 終点 大津市大萱七丁目字惣飰	









参考
市道中0926 号線位置図
市道中0927
1:2,500
起点 ●
終点 →

市道中0926号線

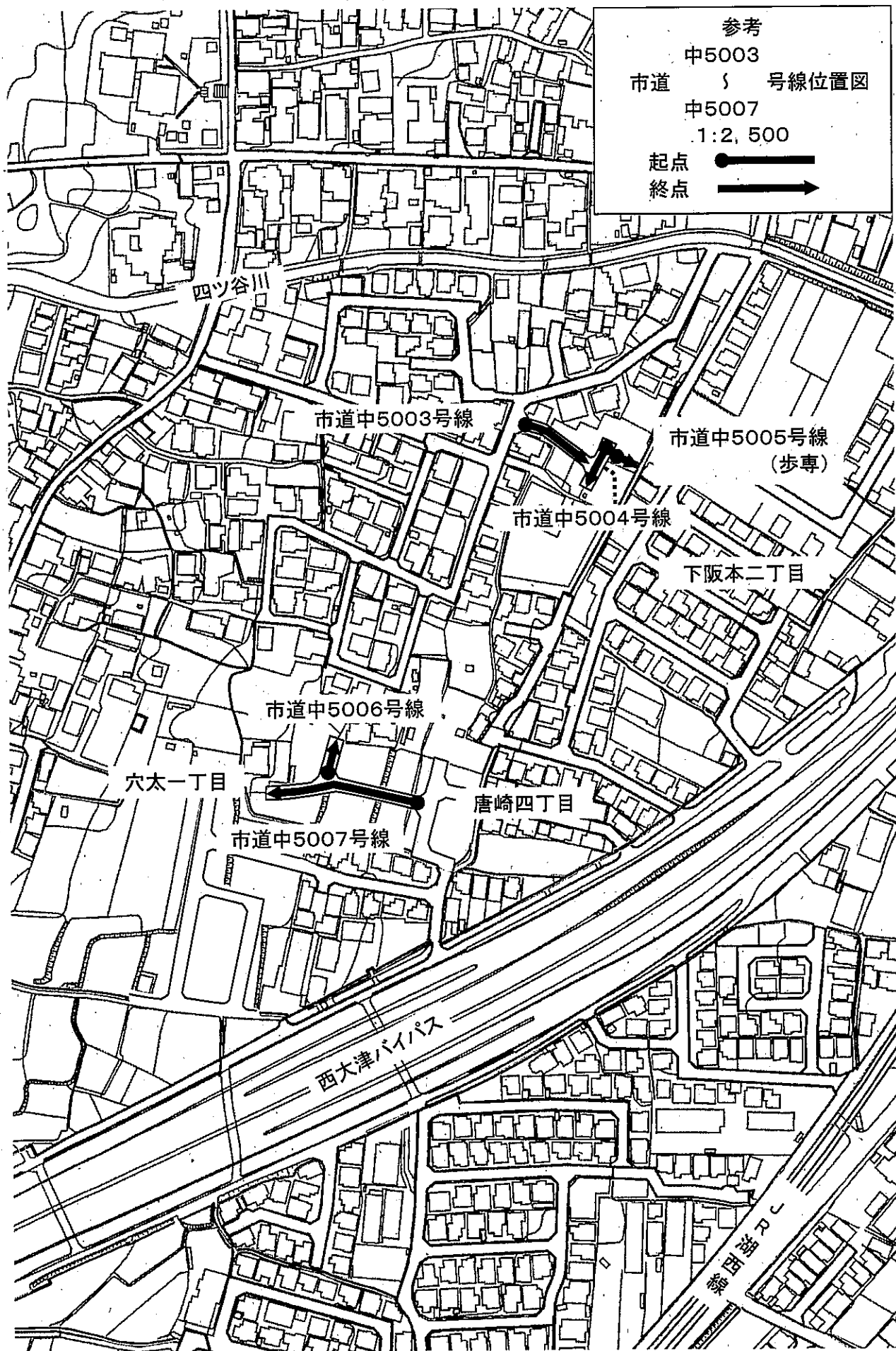
市道中0927号線

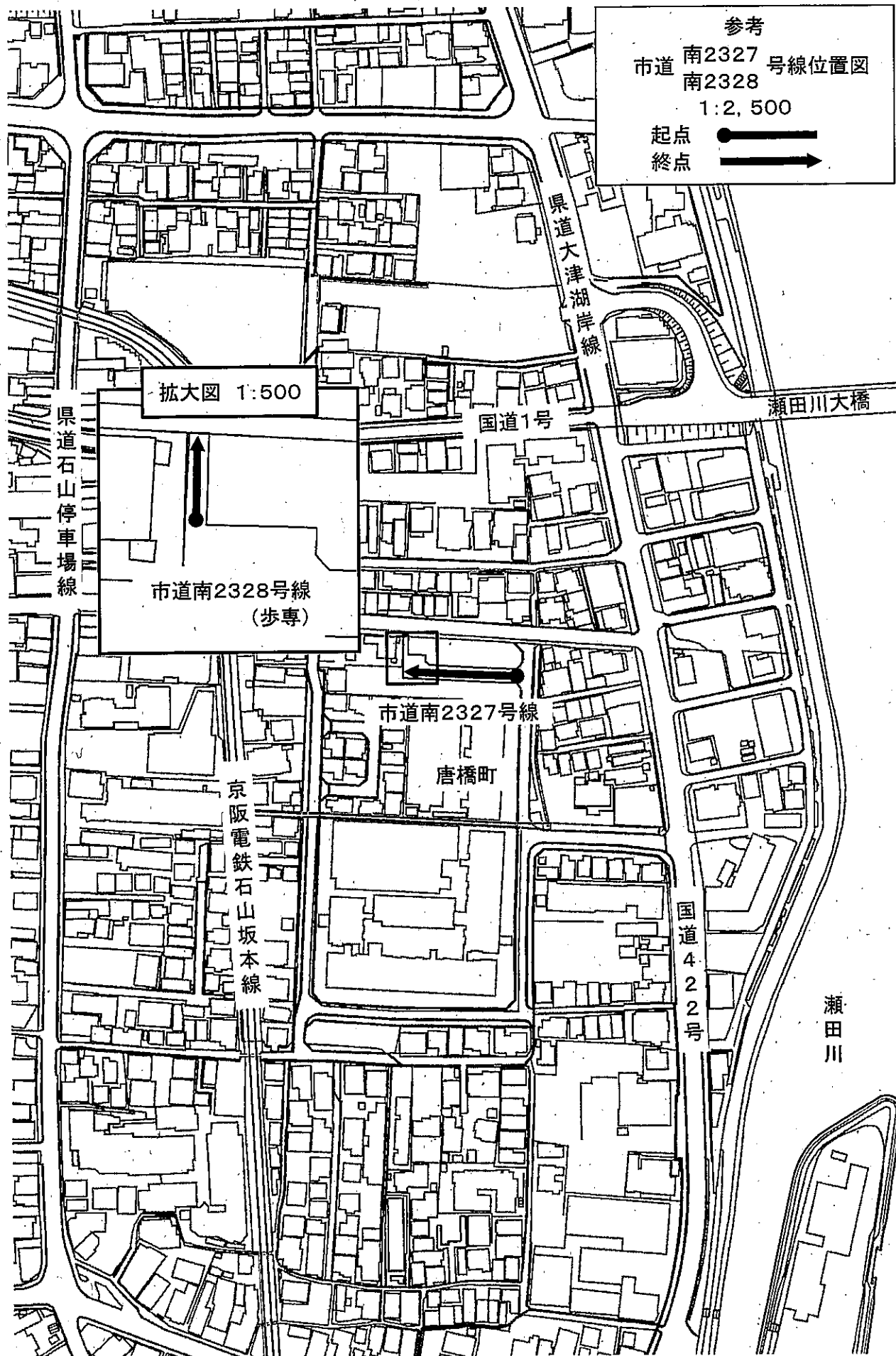
坂本一丁目

主要地方道伊香立浜大津線

京阪電鉄石山坂本線

藤ノ木川

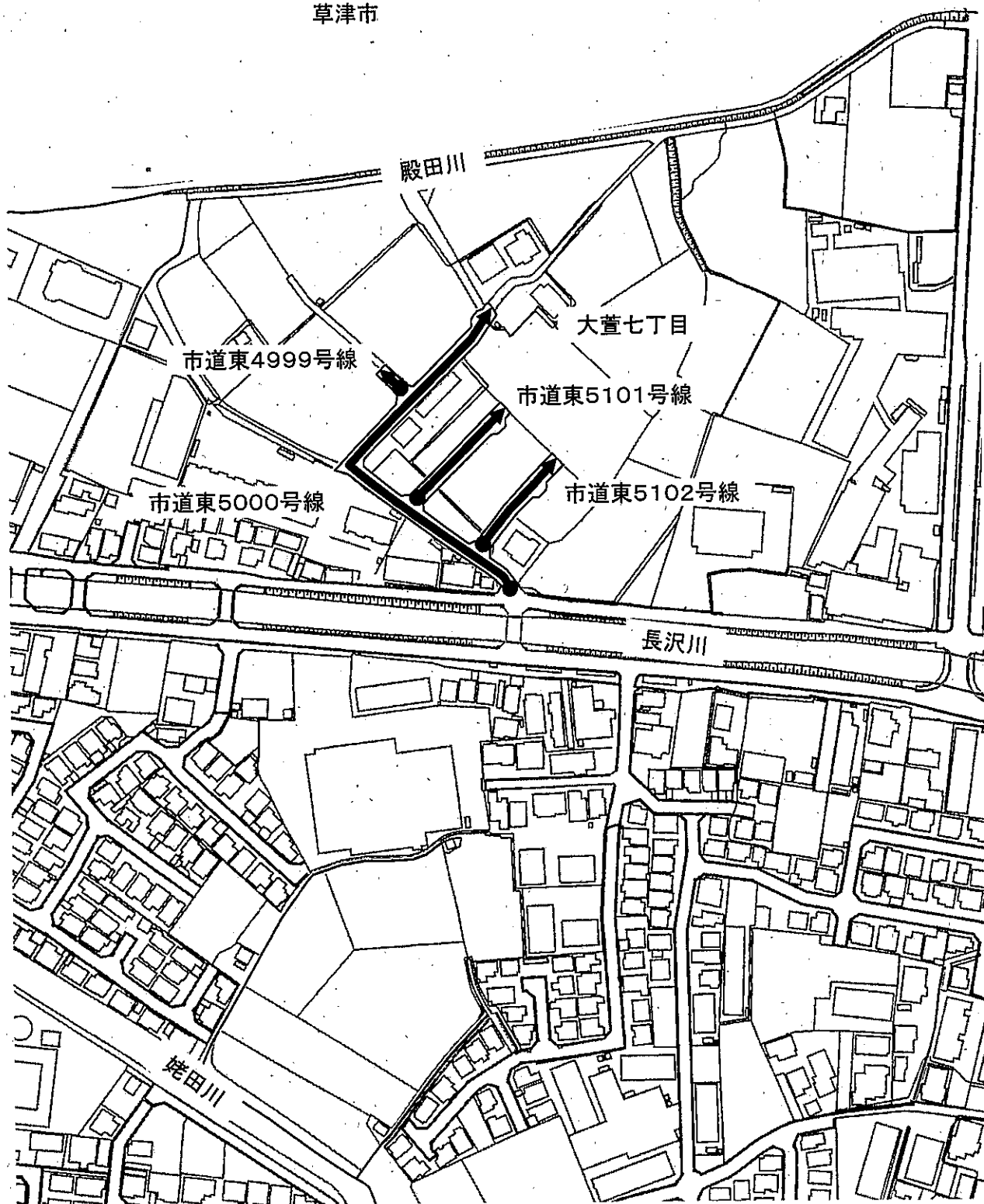




参考
 東4999
 東5000 号線位置図
 市道 東5101
 東5102
 1:2, 500

起点 ●
 終点 →

草津市



議案第171号

市道の路線の変更について

次の市道の路線を変更することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年11月25日提出

大津市長 佐藤 健 司

路 線 名	起 点 及 び 終 点		重要な経過地
市道北4048号線	旧	起点 大津市雄琴六丁目字太田	
		終点 大津市雄琴六丁目字太田	
	新	起点 大津市雄琴六丁目字太田	
		終点 大津市雄琴六丁目字太田	
市道北4063号線	旧	起点 大津市雄琴四丁目字深田	
		終点 大津市雄琴四丁目字深田	
	新	起点 大津市雄琴四丁目字深田	
		終点 大津市雄琴四丁目字深田	
市道中0916号線	旧	起点 大津市坂本一丁目字森本	
		終点 大津市坂本一丁目字森本	
	新	起点 大津市坂本一丁目字森本	
		終点 大津市坂本一丁目字森本	
市道中1052号線	旧	起点 大津市穴太一丁目字下飴屋	
		終点 大津市穴太一丁目字下飴屋	
	新	起点 大津市穴太一丁目	
		終点 大津市唐崎四丁目	

市道中1056号線	旧	起点 大津市唐崎四丁目字蟹川	
		終点 大津市唐崎四丁目字蟹川	
	新	起点 大津市唐崎四丁目字蟹川	
		終点 大津市唐崎四丁目字蟹川	
市道中1557号線	旧	起点 大津市南志賀三丁目字石田	
		終点 大津市南志賀三丁目字石田	
	新	起点 大津市南志賀三丁目字石田	
		終点 大津市南志賀三丁目字石田	
市道南3276号線	旧	起点 大津市石山寺四丁目字別所	
		終点 大津市石山寺四丁目字別所	
	新	起点 大津市石山寺四丁目字別所	
		終点 大津市石山寺四丁目字別所	

